



## 宿泊約款

### 第1条（適用範囲）

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条（宿泊契約の申込み）

- 1 当ホテルに宿泊契約の申込契約をしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 第3条（宿泊契約の成立等）

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後の同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが、前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 第5条（宿泊契約締結の拒否）

- 1 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約（予約を含む）の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 当ホテル設備の点検修理により休業するとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は次のイからホに該当すると認められるとき。
    - (イ) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であるとき。
    - (ロ) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
    - (ハ) 宿泊しようとする者が法人でその役員の内には暴力団員に該当する者のあるとき。
    - (ニ) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
    - (ホ) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (9) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。  
(静岡県旅館業法施行条例第5条による)

### 第6条（宿泊客の契約解除権）

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲



げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### 第7条 (当ホテルの契約解除権)

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊客がすでに当ホテルの利用を開始した後であっても当ホテルに何ら賠償責任を生じることなしに無条件で直ちに、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - (イ) 宿泊客の中に暴力団等反社会勢力である者がいるとき。
    - (ロ) 宿泊客が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その団体であるとき。
    - (ハ) 宿泊客が法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるとき。
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なつたと認められるとき。
  - (5) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
  - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (8) 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
  - (9) 消防用設備に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### 第8条 (宿泊の登録)

- 1 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### 第9条 (客室の使用時間)

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過3時間までは、室料金の30%
  - (2) 超過5時間までは、室料金の50%
  - (3) 超過5時間以上は、室料金の100%

#### 第10条 (利用規則の厳守)

- 1 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 第11条 (営業時間)

- 1 当ホテルの主な施設の営業時間は、ご案内に記載してあります。尚、時間は臨時に変更することがあります。

#### 第12条 (料金の支払い)

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別紙第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になつたのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 第13条 (当ホテルの責任)

- 1 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。



- 2 当ホテルは消防署から適マークを受領しており、消防法に定められた消防設備点検および防火対象物定期点検を毎年実施しております。また、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 第 15 条（寄託物当の取扱い）

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

#### 第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合には、遺失物法に基づき処理させていただきます。
- 3 第 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### 第 17 条（駐車場の責任）

- 1 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、車両の保管に当たり、保管責任及び損害賠償については、駐車場管理者の約款に準じます。

#### 第 18 条（宿泊客の責任）

- 1 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

#### 第 19 条（個人情報の保護）

- 1 宿泊客の個人情報は、別に定める個人情報保護方針を遵守し、法令に基づいて取り扱います。（合意管轄裁判所）

#### 第 20 条（免責事項）

- 1 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものいたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

#### 第 21 条（変更事項）

- 1 当ホテルは、この約款の変更が、宿泊しようとする者および宿泊客の一般の利益に適合するとき、または、その変更が宿泊契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるときには、この約款を変更できるものとします。
- 2 当ホテルがこの約款を変更する場合には、変更日を定めた上で、予め、宿泊しようとする者および宿泊客に対し、当該変更日、および当該変更内容をインターネットの利用により周知するものとします。
- 3 宿泊しようとする者および宿泊客は、本規約変更に同意できない場合には、本サービスを解除できるものとします。



# HOTEL CLAD

## 別表第 1

宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本室料 (2) 税金 イ. 消費税 ロ. 入湯税
	追加料金	(3) 飲食費（夕食・朝食・他の追加飲食） (4) その他の利用料金 (5) 税金 ハ. 消費税

(注)

1. 税法が改定された場合は、その改正された規定によるものとします。

## 別表第 2

違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数/契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
一般	9 名まで	100%	80%	20%		
団体	10～99 名まで	100%	80%	20%	10%	
	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(10 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊の人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。